

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第12回）

令和8年1月30日

【鈴木利用環境課課長補佐】 本日も皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会第12回会合を開催させていただきます。

本日の会合はオンライン開催であり、公開されております。構成員の皆様は、御発言を希望される際は、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか何かございましたら、チャット機能等で随時事務局に御連絡をいただければと思います。

本日の資料は、資料12-1、1点を用意しております。

本日は山口構成員が御欠席であり、黒坂構成員が途中参加と伺っております。

議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

【曾我部座長】 本日もよろしくをお願いいたします。

本日は、中間論点整理を踏まえた法的課題等について意見交換を行います。まずは事務局より御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。事務局でございます。本日は、資料12-1「中間論点整理を踏まえた法的課題等の検討」に基づきまして、意見交換をしていただければと考えているところでございます。

1ページ目をおめぐりいただきまして、検討を深めるべき論点ということで、まず1ページ目でございます。

中間論点整理では、4つの段階を踏んで検討していくということになっておりまして、まず、必要性、有効性及び許容性についてでございます。

繰り返しはしませんが、様々な観点から議論を深めていくべきという御提言を取りまとめいただいております。これまでのヒアリング等を踏まえて、これら必要性・有効性、許容性についてどのように考えるかという点について、御議論いただければと考えてございます。

必要性・有効性、許容性それぞれについて括弧書きで例示をしておりますけれども、少

しだけ補足をいたしますと、まず必要性の部分、「関係省庁の報告や効果検証など」と書いてございますけれども、これは、前々回、様々な取組が紹介されているところでございます。関係省庁の御尽力もあって、例えば違法情報の削除、外交的な働きかけ、また、周知もしくは支払いの抑止、様々な取組があるというふうに承知しているところでございます。

そういったものの中には、例えば外交的な働きかけですとか、また、削除をはじめ、既に成果を上げつつあるものもあるかというふうに思います。他方で、支払抑止を含め、これから本格的に稼働するものも御紹介があったかというふうに考えているところでございます。こういった点を踏まえて、必要性について御議論いただければという趣旨でございます。

また、「効果検証など」と書いてございますのは、特に、昨年のギャンブル等依存症対策基本法の改正の成立・施行を受けて、削除の取組が加速しているところでございますけれども、これにつきまして、シンクタンクの御協力を得まして、効果検証を行って、その結果を公表させていただいたところでございます。

その結果については、例えば誘導広告が大幅に減っている一方で、直接のアクセスが多少残っているといった結果であったかなというふうに思っておりますけれども、とはいえ、まだ施行から4か月でございますので、検証としての中身とともに、十分かどうかということも含めて御議論いただければという趣旨でございます。

続きまして、有効性でございますけれども、その後ろに「技術的課題に関する事業者ヒアリング、諸外国調査など」というふうに書いてございます。

この技術的課題については、技術的に回避することが可能であるという点が知られておりまして、有効かどうかという論点でございますが、この点につきましては事業者のヒアリング等で、児童ポルノのブロックングにおいて採用されているDNS方式を中心に御議論があったというふうに承知しております。当事者である通信事業者からは、これまでの実施実績を踏まえれば一定の有効性があるとの指摘もあるところでございますけれども、それを踏まえて、是非等御議論いただければという趣旨でございます。

また、諸外国の調査につきましては、オンラインカジノのブロックングを実施している諸外国、批判等もありつつ一定の有効性があるという前提で制度運用されているという報告もございましたが、こういった点についての御議論をいただければと思っております。

最後の許容性でございます。仮にブロックングを行う場合には、何らかの法的担保が必要だという中間論点整理になっているわけでございますけれども、その前提に立てば、保護

すべき法益は何か、侵害される法益は何かということの内実を突き詰めて考えていく必要があるというところがございます。

この賭博罪については、あくまで判例通説によればということでございますけれども、社会的法益というふうにされているところがございます。議論の一定の出発点になるところでございますけれども、この検討会で見えてきたように、依存症ですとか、スポーツを含めた国富の流出など様々な弊害、その他のものも含めて御発表があったというふうに考えているところでございます。

特に第9回会合で、認知科学的な見地からの依存の弊害ですとかメカニズムについて報告がありましたので、こういったことを包括的に踏まえて、どのように御議論いただくかという点が論点になるのかなと考えているところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。残りの論点は、これは仮にブロッキングを行う場合にはということでございますけれども、その実施根拠は何か、また、何らかの制度的な担保が必要という前提に立った上で、その妥当性をどのように確保していくかといった論点でございます。

この点につきましては、前回非公開の会合でも活発な御議論をいただいたところがございますけれども、大きく論点を3つに分けてございます。仮にブロッキングを実施する場合という前提がつきますけれども、1つ目の論点は、オンラインカジノに係るブロッキングの目的は何かということでございます。ここに書いておきますとおり、これまでの検討を踏まえて、オンラインカジノに係るブロッキングを行う場合の主たる目的は何かということについての御議論をいただければというふうに考えているところでございます。

これまでの、ブロッキングが行われている例、もしくは議論された例として、児童ポルノの例と海賊版を挙げてございますけれども、児童ポルノにつきましては、取り返しのつかない児童への精神的・身体的被害があるということを前提にして、解釈による実施というものが社会に許容されているという状況でございますが、逆に海賊版のブロッキングの際には、裁判例等によって、経済的利益であるということに対して、ブロッキングの実施に対して否定的な見方が一定程度されたというところがございます。こういったこととの比較を踏まえた上で、通信の秘密の保護、知る自由との均衡、バランスの観点から、何らかの検討が必要ではないかと考えているところでございます。

2点目でございますけれども、ブロッキングを義務づける主体でございます。ここにも書いてございますけれども、前提として、通信事業者が仮にブロッキングを行う場合には、

一定の免責が必要になるわけですが、そうなる場合には何らかの主体による義務づけが必要ということが考えられるわけですが、これについて、その義務づけを実効的に行うという観点からは、例えば、調査ですとか外国政府との調整など、何らかの公的機関が行うということが考えられるとは思いますが、他方で、通信の秘密との観点から、国の関与については様々な検討もあるのかなというふうに考えているところでございます。

他方で、国ではなくて民間主体等が調査を行った上で義務づけをするということも考え得るかと思いますが、この点につきましては、効率的・機能的にやれるという一方で、担保についてどう考えるかということが恐らくは課題になってくるのかなと考えているところでございます。

また、何らかの公的な関与がある場合には、透明性・公正性をどう担保するのかということも、恐らく次の論点になろうかと思っておりますので、この枠組みについても、可能な範囲で御議論いただければと考えているところでございます。

ちなみにですが、通信傍受法においては令状主義というのが取られておまして、能動的サイバー防御の法律では、独立規制機関による監視というものが規定されているところでございます。

3番目の論点でございますけれども、ブロッキングに必要な不可欠な法令要件ということでございます。必要性ですとか、許容性／相当性といったことを検討していった上で、仮にブロッキングを行う場合には、その対象となるサイトをどのように定義していくのかということを含めて、ブロッキングの実施に必要な不可欠な実体的な要件ですとか、手続的な要件が考えられると思っておりますので、これが何か、またその中身についてどのように考えていくかといった論点でございます。

改めて各論ということになりますけれども、恐らく対象となるサイトというのは、オンラインカジノの被害実態といった観点を踏まえれば、恐らく我が国の執行管轄権のない国外の違法サイトになろうというふうに考えられますけれども、何が違法なブロッキングの対象となるサイトなのかということについて、誰がどのように定義していくのかといったこと、また、それをリストとして公開していくのかといったことも含めた、透明性についても議論になってくるというふうに考えているところでございます。

また、ここで実体的な要件・手続的な要件というふうに申し上げているのは、例えばですが、フランスの例もありましたけれども、ほかのアクセス抑止策を尽くすということ

法的な要件としている例でありましたけれども、このようなことも含めて、ブロッキングを根拠づけて、適正性を確保するためにどういった手続が必要かといったこと、また、仮にミスブロッキングですとかオーバースロッキングがあった場合の救済の手続も含めて、いわゆる手続的な部分についても、必要に応じて御議論いただければという趣旨で書かせていただいているものでございます。

事務局としては、こういった点について本日、御議論、意見交換していただければというふうに考えているところでございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、意見交換を行いたいと思いますので、御発言いただける方は、チャット機能にて発言希望をお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

では、私から一言申し上げますと、目的に関して、これは賭博罪の目的を援用するのか、それとも依存症対策ということをいうのか、さらに国富の流出ということをいうのか、3択ぐらいがあると思うのですが、やはり「勤労の美風」というのは非常に抽象的なものでありますので、これを目的の柱とすることは難しかろうというのは、以前から構成員の方々にも何となく共有いただいているのかなと思っております。もう一つ、「国富の流出」に関しては、私はこれを独立の目的とするのはやや疑問もありまして、国富が流出しているのはオンラインカジノだけではなくて、我々が普段使っているインターネットサービスもほとんど海外事業者のものでありますので、そういう意味では国富は大量に流出しているわけですので、国富の流出そのものを問題視するということは難しく、やはりオンラインカジノの問題性というものが前提となっているということですので、そういう意味では、国富の流出というのは、目的そのものというよりは、ちょっと別な観点から捉えるべき問題かなとは思いますが。やはり依存症の問題というものを柱に掲げるということにならざるを得ないのかなというふうには思っております。

では、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。短くおまとめいただいたと思いますが、1ページのところですけれども、まず必要性・有効性のところです。

これの1ポツ、「単に有効な対策であるだけでは足りず、他のより権利制限的でない有効な対策が尽くされたかどうか検証が必要」と、全くお書きのとおりでして、2ポツのところ、他の手段として、基本法改正を踏まえた国内SNS事業者による削減、海外サイト運営者に対する働きかけといった対策ということがあるわけですが、やはりこの対策の基本

は、賭博場開張図利罪に関する検挙、捜査、そういったアプローチなのではないかと思えます。

現在、日本語でアクセスできるオンラインカジノは、これは国内犯として処罰可能であるというのが通説ではないかと思えます。参加者、賭けた側は、賭博罪または常習賭博罪で検挙されているわけですが、やはり賭博場を開張しているほうがもちろん悪いわけですし、これに対する捜査、検挙を行うということは、この「他の手段」の最も重要なもの、一丁目一番地に来るものではないかと思えます。

海外事業者がやっているということで、捜査の困難性というのは一定程度あるのだと思えますけれども、日本人が多数関与しているということと、さらにサーバーですね、国内のユーザーからアクセスできるサーバーは国内に置かれているのではないかという報告がこの検討会でもあったかと思えますので、そういうことを考えれば、捜査の困難性というものも一定程度限定されている。

そしてまたさらに、かつてははっきりしないと言われていたCDNの責任というものにつきましても、民事ではありますが裁判所の判決が出て、海賊版サイトをホストしたことについてCDNにも法的責任があると。それを知って放置するということが、それは違法なのであるということで高額な損害賠償請求が認めされたところがございますので、もともとインターネット上の違法情報というのは、民事責任よりも刑事責任のほうが厳しく追及される傾向にあったのではないかと考えております。

特にわいせつとか児童ポルノにおいて、掲示板管理者、SNSの共犯性、共同正犯性というのは厳しく追及されてきたものではないかと考えておりますので、本件においても、CDNという形ではありますけれども、賭博場開張図利罪の共犯として検挙することは十分可能であって、捜査の困難性というのも一定程度限られたものではないかと思えますので、まずは賭博場開張図利罪に対する捜査、検挙ということを第一にお進めいただくべきではないかと考えております。

それから、ちょっと別のこととしまして、許容性のほうなんですけれども、下のほうの枠組みなんですけれども、先ほど曾我部先生のおっしゃいました国富の流出ということは、これは全く私も、ちょっと妙な話だなと前から思っておりましたので、法益権衡の対象となる法益に入れていいものではないように思っております。曾我部先生のおっしゃるとおりだと思います。

それからもう一つは、ここに「賭け額の異常な高騰や深刻な依存症患者の発生」という

ようなことが書かれておりますけれども、ここで、法益の比較というのは抽象的に行われるべきものではないかと思えます。財産的権利と精神的自由権のような形で行われるべきではないかと思っております。

東京高裁の判断も、例えば、海賊版サイトは非常に大きな金額で被害が出ているけれどもとか、そういうことは別に言っていないわけです。財産権と精神的自由権という形での比較をしておりますので、この比較というのは抽象的に行われるものであって、賭け額の異常な高騰云々というのは、別のところでは考慮されるべきことなのかもしれませんが、ここではないかなというふうに思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。児童ポルノのブロックングの際にも、まずやるべきなのは、犯罪の検挙だろうと強く強調されたところですので、それとの平仄もありますので、重要な御指摘と思っております。

後段の比較衡量の話は、様々な議論があるところですので、整理する必要があるのかなと思っております。この場で私の見解というのは難しいですけども、重要な御指摘と思っております。ありがとうございます。

事務局のほうで、今の御発言について何かございますか。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。一般的には他の手段、他の取組の状況、その効果ですとか、そうしたことを継続的にしっかりとフォローしていくと。それを評価、検証していくということの必要性については、誰しもが理解をしているということかなと思えます。

その上で、特に賭博場開張凶利罪での検挙について、どのような実態があってどのような課題等があるのかということについては、総務省として、直接的にお答えすることが難しい部分もありますので、本日オブザーバーで警察庁に来ていただいておりますけれども、準備等の関係もあるかなと思っておりますので、しっかりと政府内で共有させていただいた上で、今後、最終的な取りまとめに向けて、政府としての考え方もよく整理していきたいと思っております。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、続きまして長瀬構成員、お願いいたします。

【長瀬構成員】 長瀬でございます。曾我部先生がおっしゃられた目的のところでございますけれども、私も同じ意見でございます。基本的には依存症対策という形で、もしやる

のであればそういう形になるのかなと考えているところでございます。ほかのところを入れ込んでいくと、ちょっと話がずれていくかなというような気がします。そういった意味で、曾我部先生と同じかなと感じたところでございます。

次の森先生御指摘の、まずは捜査であり検挙でありというところは、私も全く同じでございます。そういった意味で、賭博場開張図利罪という形でしっかり検挙していただくと、国際的な捜査が必要というのであればそういった形でしっかり対応していただくというのは、本当に王道といえますか、まさに大手門からのやり方なんだろうなと思うところでございます。

ただ、児童ポルノのときもそうですけれども、捜査というところでやはり時間がかかるところもあると。しかも、児童ポルノの場合には児童の権利侵害が非常に大きいというような話がございます、それでブロッキングというような話が謙抑的にも出てきたというところでございまして、時間的な、すぐ捜査、検挙というところが奏功するわけではないところも、ブロッキングを導入した一つの理由になっておりますので、そういった意味で、依存症対策というようなところで、時間的な進展の速さですとか進め方というようなところでどうしても隙間が出てしまうというのであれば、ブロッキングという選択肢を頭から排除することもなかなか難しいのかなと。

ただ、依存症対策との関係で、ブロッキングをどういう形で仮に導入するのか、どういう目的でやっていくのかは、先ほど森先生がおっしゃられた、どのように比較衡量していくかに非常につながってくる話かなと思いますし、有効性のところになるとは思いますけれども、どういったものに対して有効なのか、依存症対策全般に有効なのか、それとも、カジュアルユーザーですとか若年層と、入り口対策として有効なのか議論していく必要があるのかなと感じているところでございます。

私といたしましては、本当に依存症にどっぷり浸かった方に関しましては、多分ブロッキングに関しましては、回避していくところもあるのかなと思いつつ、ただ、やはりカジュアルユーザーですとか若年層ですとか、そういった人たちには一定の有効性はあるのかなと。これまでのヒアリングの中で、依存症にならない一番の対策は見せないとおっしゃられていたところもございますので、そういった意味で、まずは入り口の対策という意味での有効性を考えていくというような形になっていくのかなと感じているところでございます。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では続きまして、田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】 ありがとうございます。本当に今までたくさんの省庁の方々、先ほど大内さんから、いろんな省庁の方からの発表ということであったと思うんですけども、まず、警察庁の皆さんが、ここまでずっとオンラインカジノの捜査をやってくださって、捜査が難しいということをおっしゃっていて、今まで1件も、大本のオンラインカジノに対して何らかの法的制裁を加えることができていないわけです。

海外企業は、大手のそれこそ上場企業でありながら、本当にいまだに営業を続けているような状況で、そこに対して非常に難しいということなので、今までできていないものを今後やれというふうに言われても、私としては、警察庁さんも難しいとおっしゃっているものを、そんなわけないだろうみたいなふうに皆さんにおっしゃられても、私としては難しいのだろうなというふうに思っています。

さらに、大内さんが先ほどおっしゃったように、外務省の働きかけに効果が出たというふうにおっしゃいましたけれども、あれは小さなオンラインカジノが僅か8個撤退しただけです。本当に日本で席卷している人気のあるオンラインカジノというのは、今でも堂々と営業をしています。

また、一度取られてしまった情報というものは、もう彼らは何百万人もの情報を持っているわけです。その情報に、いまだに営業のアクセスをかけてきているというのが現状です。

さらには、スポーツ庁のほうも言っていましたけれども、著名人のCMなんかをやらせないみたいなことを言っていますけれども、いまだにやっているし、いまだに札幌のコンサドールに関しては、オンラインカジノの無料版のところスポンサーについているような状況なんです。

なので、これだけ騒がれても、いまだに平気でそういう状況が続いているということは、これは依存症の問題だけではなく、本当に何度も申し上げていますが、これは依存症の問題だけでなく、矮小化しないでいただきたいというふうに思っていることと、こういったことから若い人たちがお金に行き詰まっていて、そして様々な犯罪につながっているという現実もあるんだと。オンラインカジノのお金をつくりたくて小学生がネット詐欺を働いているような状況というのも起こっているということ、その現実を踏まえて議論していただきたいなというふうに思っています。

様々な海外のエビデンスで、海外も民主主義の国にとっては日本と同じような状況にあって、あまりに被害が大きいということで、ブロッキングもやっている、様々な対策を講じて、さらにブロッキングもやっていて、ある程度の効果が上がっているというこのエビデンスはもう発表されたかと思えますけれども、日本は本当に、ただ「オンラインカジノは違法です」ということを言い出したという状況で、いまだにアフィリエイトなんかもネット上から消えていないし、海外にサーバーを置いてこういう広告宣伝活動をやる人たちというのを、全部捕まえるなんていうことはできないわけですよね。

ですから、オンラインカジノのブロッキングということも、青少年を守るためにも、ぜひ実施していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。お伺いですが、依存症対策に矮小化すべきでないという御発言があったと思いますが、依存症だけではなく様々な犯罪が生じているというところを見るべきだと、そういう御趣旨でしょうか。

【田中構成員】 そうですね。青少年たちの、オンラインカジノのお金欲しさにネット詐欺なんかを働いたりというような事件というのが報道されていますよね。なので、そういったことで若者たちの未来を奪われていく。あの子たちがみんながみんな依存症だとは限らないので。ということです。

それと、すみません、曾我部先生に今おっしゃっていただいて思い出したんですけど、国富の流出というのはおかしいというふうにおっしゃっていましたが、もちろん、正当な商取引で海外に利益が行くということ、それこそ今度にはランドのカジノもつくられるわけですから、日本人のお金がMGMに流れていくということも当然あるわけですよね。

でも、これは犯罪収益です。彼らは日本に税金も納めなければ、完璧な逃げ得なわけですよね。それと普通の商取引というのを同列に比べるべきではないというふうに思っています。犯罪の収益が、1兆円から6兆円ぐらいの試算が出ているわけで、これは非常に大きな日本の被害だというふうに思っております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。私の発言は、田中構成員の趣旨と違わないつもりで、要するに、国富の流出だけを見るのではなくて、もともとのオンラインカジノの問題性に正面から着目すべきで、国富の流出というのは犯罪の深刻さを示す一つの要素であるということで、独立して国富の流出の問題を語るのは、少し違うのではないかという趣旨ですので、実質はあまり変わらないのかなと思っております。

【田中構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

今の御発言に対して、あるいはその他の点も含めて、いかがでしょうか。大変重要な御指摘をいただいたかと思しますので、もし田中構成員にさらに御議論があればということも含めて、いかがでしょうか。

事務局でも、もし何かありましたらお願いしたいと思います。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。恐らく、そんなに皆さん、違ったことをおっしゃっていないと思っていて、やはり違法オンラインカジノが、様々な社会的もしくは経済的な弊害をもたらすゆゆしき事態であるということについては、当然ながら、様々な観点からこれを取り上げるべきであって、それは依存症に限らず、まさに犯罪収益や社会秩序ですとか、様々なものがあるだろうというのは、誰も否定しないと思います。

そのことと、仮にこのアクセス抑止の一つの手段としてブロッキングをする場合には、そのブロッキングということが通信の秘密を外形的に侵害し得る手段ですので、それを可能にするための法的な課題の解決のためには、やはり法益のバランスや様々なことを、法的に整理していく必要があるということは、密接に関係はしているのですが、別の論点になるのだらうと思っておりますので、決して後者について議論することが前者を矮小化することにもならないと思っておりますし、後者のことだけを議論することも、それもまた不十分だと思っておりますので、そういった意味では、それぞれ皆さんがおっしゃっていることというのは、それぞれに極めて重要な御指摘だらうと思っております。

事務局としては、そうした点を包括的にしっかりと捉えていきたいと思っておりますのでございます。言葉足らずかもしれませんが、改めて皆様のインプットに感謝したいという趣旨でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、橋爪構成員、お願いいたします。

【橋爪座長代理】 ありがとうございます。幾つか申し上げたいと思います。

まず、田中構成員から先ほど御指摘がありましたが、犯罪捜査には限界があるというのは、そのとおりに思いました。もちろん、警察のほうでは十分な捜査を尽くされていると思うのですが、やはり海外で合法に行われているオンラインカジノについて、網羅的な捜査を尽くして検挙するということは、私が申し上げることではないのかもしれませんが、なかなか容易ではないという印象を持っておりまして、そのような意味では、ブロッキン

グの可能性についても今後も排除することなく議論することが適当であると思います。

同時に、なかなか申し上げにくいんですけども、児童ポルノの場合とはかなり状況が異なるということについても申し上げたいと思います。児童ポルノは、児童ポルノのサイトで画像が陳列され販売されている児童を保護する緊急の必要性が認められるわけです。つまり、全く落ち度がない児童の利益を保護するために、ブロッキングの可否が論じられてきたわけです。

他方、確かに青少年の保護であるとか依存症対策というのは非常に重要ですけども、国内からオンラインカジノにアクセスする方は被害者でもあるわけですが、同時に、刑法的な観点からは、犯罪行為を行っていると評価せざるを得ないわけです。そのような意味において、専ら被害者を保護するためにブロッキングが論じられた児童ポルノの場合とは状況が違っているということは、語弊があるかもしれませんが、法的な観点からは認めざるを得ないように思います。

もちろん、犯罪行為がなくなることが好ましいわけでありますけども、それは物理的に犯罪行為ができなくなるような環境を設定することの前に、まずは規範的な観点から、言わば規範意識を強化するかたちで、犯罪行為をしなくなる方向に誘引することがまずは重要ではないかと思われまます。

そのような意味では、まさに今、警察庁の方で積極的に取り組まれているように、オンラインカジノはグレーではなくて犯罪であるという広報をさらに徹底することによって、今後、新たなカジュアルユーザーがオンラインカジノには手を染めないような環境を醸成することが、何と云っても重要であるように思います。

これらの方法を十分尽くした上で、なお被害がまだ鎮静化しない場合について、改めてブロッキングの可否について検討すべき状況となるように考える次第です。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。確かに犯罪であるというのはそのとおりだと思います。ありがとうございます。

では、鎮目先生、お願いいたします。

【鎮目構成員】 今、橋爪先生から御指摘がございましたように、オンラインカジノグレーゾーン説というのが、ネットで結構これまでも流布していたということがありまして、安易にオンラインカジノに手を染める人が多かったというのはそのとおりかと思えます。

もっとも、この会議の中で、オンラインカジノに係る情報の流通については、この1年

ぐらいの政府の各種取組によって、かなり減ってきているのではないかという御指摘も各省庁からあったように記憶しております。国民側の意識も変わってきているという見方も可能かもしれませんので、今後の動向を慎重に評価しつつ、ブロッキングを排除することなく検討していくということが必要なのかなと私も思います。

それから、利益衡量の点にですが、これは非常に難しい点があると思っております。森先生から、抽象的な価値序列に従って法益を衡量する考え方が妥当だという御指摘がありました。確かに、生命・身体・財産等の典型的な個人法益の中では、「生命の方が財産より価値が大きい」等の形で、法益の比較衡量は比較的容易だとは思いますが、しかし、今回問題となってるブロッキングに関して申しますと、侵害される法益は通信の秘密でありまして、これは秘密という人格的利益であり、かつ、表現の自由という憲法的価値とも関わると重要な利益だということになるので、そもそもこれをどう見積もるのかは非常に難しいわけですね。保全法益に関しては、賭博罪の保護法益と関連する部分ということになりますが、

経済的風俗、勤労の美風という社会的法益と通信の秘密を衡量する場合、賭博罪が着目する社会的法益というのは、競馬や競輪といった特別法によって違法阻却がなされているという点にも注意を払う必要があります。たとえば、競馬の場合、畜産振興への寄与や地方財政の改善が法の目的ですが、そういった優越的利益のために、勤労の美風という賭博に伴う法益侵害は中性化されるという考え方が恐らく取られておりますので、その程度の価値をもつにとどまる勤労の美風と通信の秘密という重要な利益を比べると、それだけで優越的利益の原理によって違法性阻却することは恐らく難しいわけですからギャンブル依存症の防止を考慮に入れて考えていくということに私も賛成です。ただ、ギャンブル依存症に関しても、一方で、犯罪に該当することが明らかなギャンブルを自ら選択しているという面もあり、他方で、若年層は依存症に陥りやすいという指摘がございました。

そもそもギャンブル依存症によって失われる利益というのは、——これについてもし御知見をお持ちの先生方がいらっしゃれば教えていただきたいのですが——財産的な利益と考えてよろしいのでしょうか。もし財産的な利益を保全するためにブロッキングをすることになると、かなりパターンリスティックな考え方に基づくのかなという気もして、それ自体、若干議論の必要もあるのかなとも思います。

他方で、オンラインカジノというのはかなり巧妙につくられていて、ある意味で人間の精神を操作して経済的な搾取を可能にするような構造になっているという、そういう御指

摘もあったかと思えます。

そういった観点から、ギャンブル依存症の防止という目的を考える場合、そこで考慮されている、ブロッキングによって得られる利益の実態がどういったものなのかということ、もし本気でこの法益衡量ということ突き詰めていくのであれば、もう少し具体的に考える必要があるように思います。この点について、私自身は、十分な知見を現時点で持ち合わせておりませんので、御教示いただける先生がおられましたら、ぜひお願いできないかなと思います。

【曾我部座長】 大変包括的かつ重要なコメントをいただき、ありがとうございます。

これはほかの構成員の方々にも可能であればコメントいただきたいですが、私が思ったこととして幾つか申し上げると、まず、最後に出てきた財産的利益かどうかについて、これは恐らく財産に限らず、より一層、人生全体に関わる利益なのかなと思っておりまして、そういう意味では、単なる財産というよりは人格的な部分も含んでいるのだろうということ、漠然と思っておりました。そういう意味ではいずれにしてもパターンリズムだと思うのですが、ただ、これはやはりオンラインカジノに関しては、まさに人間の認知の構造を逆手に取って巧妙に操作してくるということですので、従来のパターンリズムに基づく政策が原則望ましくないと。個人の自律を損なうのだという考えが、今、いろんなところで揺らいでいるわけですが、まさにこういった問題の一つとして考えるべきことなのかなと思っております。

それから、法益権衡について先ほど森先生からコメントがあったときに、私も明瞭にできていなかったですが、緊急避難の場合の法益権衡の話なのか、立法の合憲性に関する法益権衡なのかで、少し考え方も変わり得ると思いますので、この点についても、本格的に検討するのであれば必要な論点と思っております。

今のコメントに対してということですが、田中構成員からお願いします。

【田中構成員】 ありがとうございます。ほかの構成員からも御意見がありましたけれども、このオンラインカジノに関する被害というのは、本当に決して財産の問題だけではないということ。むしろ私たちの仲間たちの中には、父親がついに回復できずに離婚になって、自己破産し、家も失い、妻のほうも鬱病になって働けなくなって、子供2人を抱えてどうしようとか、本当に人生そのものが奪われていたり、あとは、本当に追い詰められていくと自殺にまで走っているというのが現状ですので、財産だけの問題ではないということです。

それと、本当に何度も申し上げますけど、オンラインカジノにまつわるものというのは、その周りを取り巻いている人たちも物すごいあくどい人たちなんだということを、ぜひ御理解いただきたいなというふうに思っています。

今、本当に海外にサーバーを置いているようなものというのは、ほとんど取り締まれない。ヤミ金もそうですけれども、ほとんど取り締まれないどころか、それをネットにさらされたり脅されたりというような状況があって、オンラインカジノなんかをやってしまった人たちの情報が、一体どこの誰に漏れているかというのも分からないような状況になっているわけです。

ですので、これ以上被害を拡大させないために、私としてはこのブロッキングというのにも必要だというふうに思っているということと、あとは、大変重大な問題であるということとは重々承知なんですけれども、児童ポルノと比べて、自ら手を出した人たちのほうに問題があるというふうにおっしゃられると思うんですけれども、となると、様々な詐欺被害に遭うと、その被害者のほうが愚かだという原理になってしまうと思うんです。

いろいろな振り込め詐欺とかだって、これだけ広報したってなくなるわけですよ。そもそも今も警察庁さんが頑張ってくださっているだけで、国はそんなに予算をつけてこのオンラインカジノのことを広報しているわけでも何でもないですから、ほとんどの人たちにはまだまだ届いていない状況です。いまだに大学で、「違法だと思いますか、合法だと思いますか」というアンケート調査をして、合法だと答える子たちが4分の1ぐらいいるわけです。大学生ですよ。

なので、そんな大したプロモーションをやっているわけでもなく、行き届いているわけでもないということで、そっちを強化するといっても、現実的に世の中の詐欺被害なんてなくなっていないわけですから、それは無理な話ではないかなというふうに思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。確かに先般の調査でも、違法性の認識に関してはあまり進展がないという結果が出ていた気もします。

では、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 オンラインカジノに意図せず触れてしまった子供たちが、そういうふうになって追い詰められていくという現実、田中構成員から何度もお話をいただいて認識はしています。

でも、じゃあブロッキングをすることによって、そういう子供たちは一切、というか日本

の人たちは一切きちんと遮断されるのかどうかということになると、やっぱりそうじゃない、悪意の人たちというのはやっぱりやってくるというのがあるのかなと。それで触れてしまうということがあるのだとすると、やはり最終的に解決する手段ではなく、田中構成員は必ず「ブロッキングも」という言い方をされていますけれども、そういうものの一つにしかならないんだというのは現状なんだろうなと思っています。

その中で、やはり日本の憲法の通信の秘密をある程度、侵してと言うとおかしいですけども、そういう形でブロッキングするということであれば、本当に、誰が何をというところはきちんと丁寧な議論が必要だというのは、先生方も皆さん認めていらっしゃると思いますので、単純に若年者の依存症解消みたいなどころだけに焦点を当ててブロッキングが必要だというふうになってしまうと、そこは私のような、通信の秘密は、代々の先輩方からも絶対に守らなきゃいけないものだということを言い聞かされてきた世代からしてみれば、説明が足りないんじゃないかなと思うということも、申し上げたいと思っています。

やはりそこはきちんとした納得がいく説明というか論拠と、そして、通信の秘密を極力守るためにどうするのかということも含めて、議論をしていただきたいなと思っています。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、まず前村構成員から御発言いただいて、その後、黒坂構成員にお願いしたいと思います。

では、前村様、お願いいたします。

【前村構成員】 幾つか、皆さんのお話を伺っていて、発言したいポイントがあります。

まず、事務局のほうで取りまとめていただきました本日の資料なんですけども、一言で私の感想というか見取りというかを言いますと、中間取りまとめの延長線上の議論を深めていくということなのかなと感じております。

事務局からありましたように、あらゆることの衡量を進めていくということに、結局尽きてしまうのかなと。まだこの延長線上で、いろいろと新たに情報を、事実関係を知って、それを考慮していくというふうな検討が必要なんだろうなと思いました。

その上で、田中構成員からは、いろいろブロッキング以外も手を尽くしていただいているが、その効果が出ていないんじゃないかというふうなおっしゃり方があったんですけども、被害の深刻さというのは重々承知するところではありますが、そちらのほうもちゃ

んとやっているのかとか、もっとやったら効果があるのか、それともないのかとか、その辺のことを私自身が分からないものですから、ここも予断ができないところなのかなというところで、やはり我々、知らないといけないことがたくさんあるなと思っているところです。

そして一点、中間取りまとめ以降というか、ここまでの間で一つ出てきて、そこまでの資料の中に含まれていないというのが、CDNの問題というのがあるのではないかと思います。CDNにいろんなコンテンツがキャッシュされて、それが日本のすぐ近くのキャッシュサーバーから配信されるというところが、一つ重要な問題だと思うんですね。

もし、ここでコンテンツを止めることができるのか、ここで執行することができるということがあれば、かなり全体の対策のランドスケープが変わってくると思います。ということは、改めて検討して進めるべきなのではないのかなと思います。

あとは、資料の中から、ちょっとこれはどうだろうなと思ったところで、先生方から既に御指摘がありましたけれども、賭博罪の保護法益が勤労の美風であるというふうなところで、勤労の美風だというのだったらそこまで重要じゃないんじゃないかということではなかったと思うんですけども、考え方が変わるんじゃないのかという議論がありましたので、そうすると、勤労の美風というのが賭博罪の保護法益であるということを再考すると、またこれ、何か別の議論が出てくるのかなという感じもいたしました。この辺はもう、まるで私は素人なので、そういう感じがしましたということ以上のことは申し上げられないんですけども、御参考までにという感じです。

それで、仮にブロッキングを進めるという考え方というのはあるんだと思うんですけども、そうしたとして、通信の秘密を中心とした今の法律の構造を見直して、ブロッキングを適法的に事業者の皆さんで実施ができるというところにこぎ着けるのは、これは相当な時間がかかるということも、我々は頭に入れておかなければならないと思っております。

というわけで、考えれば考えるほど難しい問題だと思うところですけども、この方向でといいますか、最終取りまとめに向けていろいろと検討していく必要があるのかなと思います。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。CDNの問題は本当に重要で、まさにブロッキングの実施の是非を考えるに当たって外せない要素だと思いますが、今回あまり出ておりません。CDNの問題も並行してぜひ取り組んでいかないといけないと思います。

もう一つ、賭博罪の保護法益自体を考え直すことはできないかというコメントですが、

この点について、今、日本を代表する刑法の先生もおられますし、もし刑法学においてそういう議論があるのか、ないのかという辺り、御講義いただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか、橋爪先生、鎮目先生、もし何か教えていただけることがあれば。

【鎮目構成員】 私を理解している一般的なことをお話します。もし間違い等があれば橋爪先生に御指摘いただければと思いますが、賭博罪の保護法益を見直す必要があるという議論は、刑法学の中でも全くないわけではありません。先ほども少し申し上げたように、賭博罪というのは勤労の美風を保護するというのが従来の通説的な見解だったのですが、実際のところは競馬法とかそういった特別法によって、かなり広範に非犯罪化されているわけです。

そうすると、実際に処罰されている賭博、政府非公認の賭博ということになってきます。では、政府非公認の賭博がなぜよくないのか、どのような弊害に着目して規制がなされているのか。これについては、詐欺的な運営が行われているとか、あるいは、暴力団のような反社会的勢力の資金源になる等の点が指摘されておまして、こうした政府非公認の賭博のもたらす種々の社会的な弊害を防止するところに賭博罪の保護法益というものがあるのではないかと、そういった観点から賭博を捉え直していくとが必要ではないかという議論が出てきます。

そうすると、この先は立法論ということになりますが、単純賭博の場合は、単純賭博に手を染める胴元ではない一般の人たちは、まさに反社会的勢力や詐欺的な賭博による搾取の被害者であるということになり、単純賭博についてはむしろ非犯罪化していく方向が妥当なのではないかという見解も示されています。

こういった議論は通説ではありませんが、そういった議論が刑法学の中でも従来から有力になされている現状がございます。

保護法益の見直しという非常に大きな話なので、私自身がどう考えるかということも申し上げられませんが、橋爪先生、さらに補足や修正すべき点等ございましたらお願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

橋爪先生、よろしいでしょうか。

【橋爪座長代理】 鎮目先生、御説明ありがとうございます。今の鎮目構成員の説明に尽きていると思うんですが、要するに、最近の議論の中には、競馬とか競輪はそもそも賭博の構成要件に該当しないという形で説明をしようとする見解が存在するわけです。

議論されてきたかと思います。特に関係者ヒアリングや効果検証の結果、これまでされてきていること、あるいは有識者から御報告いただいたことについて踏まえると、若年層がオンラインカジノに関する情報に接する機会がやはり最も多い。一方で、若年層は脳機能の発達の観点から依存症に陥るリスクが高い、相対的に高いかもしれない、こういった仮説がある。この仮説について、一定の蓋然性があるのではないかというような議論がこれまでされてきたというふうに思います。

かなり今、私、慎重で回りくどい言い方をしているわけですがけれども、その可能性がりますよね、そう言われることにはそうかもねと思える余地がありますよねということだと思っていて、これは決して否定しているわけではなく、そうなのかもしれないというような気持ちになっているわけです。

一方で、慎重な言い方をなぜしているかということ、ギャンブル等依存症に関する実態調査が、現時点ではいまだ不十分だと言わざるを得ないと思います。これは、私は医療分野の専門家というわけではないものの、社会調査については当然、自分で研究もしておりますし、研究者と名乗ることも差し支えない立場にあるだろうと思いますし、いろいろな形で実践もしてきています。こういった社会調査の在り方という観点からして、現在行われている調査についてはやはり不十分であるというようなこと。中でも情報接触の実態、どのように接触しているのかというようなこと、あるいは、その実態を踏まえた上で、依存症に陥りやすい要因等の推定ないしは特定について、十分に解明されている状態だとは言えないというのが、私の現時点の評価です。

ここが十分でないからこそ、その十分でない情報をもって、かわいそうな人多そうだから何とかしなきゃねということ、これで立法に動いてしまう、ないしは通信の秘密のこれまでの解釈を変更して新たな動きをしてしまうということは、やはり慎重にならざるを得ないだろうと私は考えております。

つきましては、こういった実態調査を行い十分に解明していくために、専門性のある機関において科学的根拠に基づいた調査を行うべきで、なおかつ、これも繰り返し何度も私、申し上げているんですけど、こういった慎重な調査をやると時間がかかってまどろっこしいんでしょうというふうに言われるのですが、調査というのは人工の部分が非常に大きいので、はっきりいうと根性を入れて金をかければできるんです。早く、体系的で、しっかりした調査が。

ですので、迅速かつ体系的な調査研究と、こういった科学的根拠に基づいた調査という

のは両立する、矛盾しないとい私は思っていますので、やる気を出して、みんなちゃんと調べ上げた上でやるべきことを特定しようということ、こういったアプローチが引き続き必要なのではないかと考えております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

事務局はいかがでしょう。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。私も先ほど申し上げましたが、この検討会全体のスケジュールに資するよという観点から、昨年末の時点で一旦、実態調査、議員立法等を含めた取組の効果検証という観点からの調査を我々のほうでも行いましたけれども、これで十分とか終わりということではないのだろうと、我々自身思っているところでございますので、継続的な検討だけでなく、データの収集・分析といったところについてもしっかり留意していく必要があるという御提言であると私は受け止めておりますので、総務省のみならず関係省庁ともしっかり共有していきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。これは大変重要な御指摘でありますので、ぜひ御検討いただければと思います。

では森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。黒坂構成員の、科学的調査を立法的判断に踏み切る前にしっかりやるべきであるというのは、全く御指摘のとおりだと思いました。

それとも関係するんですけれども、前村構成員のCDNの御指摘にもありましたが、これもやはり、民事の判決もありましたので、かなり従前とは状況が違ってきていると思いますし、また、ほかでも問題になっているわけですから、やはりここでしっかりCDNをこの論点の中に入れていただいて、CDNとどう向かい合うのかということをおある程度整理することがどうしても必要だと思っています。

それもそうなんですけれども、やはりその、ほかでの議論と全く違う新しいことがここに入って来るというのは、私はちょっと抵抗があるなと思っています。先ほどの認知のお話なんです、これはすごい重要な問題として現在いろんなところで言われておまして、パターンリズムと自己決定とか、そういう形ではあると思うんですけれども、そのことについて、特にこの文脈ですと、依存の深刻な状況ということについては、それはやはり我々は、賭博、オンラインカジノもそうなんですけれども、何よりSNSの問題として、既に以前から方々で議論していることだと思っています。

私は、若年層のSNSへの依存というのは非常に深刻な問題ではないかと思っていて、これを自己責任で一刀両断にするということは全く間違っていると思いますけれども、少なくとも日本では、若年層のSNSについて、例えば外国ではアカウントの作成を法律でやめさせるとか、そういうことが実行されているわけですが、そういった議論も全くなく、むしろ子供のうちからきちんと使わせて、そこでリテラシーを獲得させてやっていこうじゃないかという話に完全になっていると思うんですよね。

それ自体、考え直す必要があるんじゃないかとは思いますが、ほかのところでもいろいろ出てきている議論と全く毛色の違う話にここだけなってしまうというのは、それは私は間違っていると思っていて、警察の捜査についてもそうですし、インターネットのコンテンツによる認知のゆがみもそうですし、全法的秩序といたら仰々しいですが、そういったものと整合性の取れた、バランスの取れた議論をここでもすべきだと思いますし、オンカジだけいろいろ別みたいなの、そういうことはよくないんじゃないかなと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。大変重要かつ説得的な御指摘で、私も別のところでやっておりますが、青少年についてもまさにそういう方向で議論を進めようという形になっておりますので、そういう意味では、いろんなテーマで足並みをそろえて進みつつあるということではあるとは思っております。

JAIPAの野口様、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ブロッキングについての議論では、やはり財産権とか、まして国富とか勤労の美風というお話になってしまうと、思い切りまた話がこんがらがってしまうような気がして、人格権以外のものは、これまでさんざん私どもも議論に応じてきた中で困難とされてきたことでもあって、海賊版の話では（海賊版の話であったように）、幾ら額が大きくても権利の種類で評価するという考えがもし法的に確立しているのであれば、基本的には人格権一本でお話を持ってきていただくほうが、こちらとしても余計な検討をしなくて済むのでよいように感じております。

特に未成年の保護とかというのは、経済的な話では全然終わらない話であって、人格権に持ってくるという、そこにはそんなに違和感はないんですけど、未成年の保護を念頭に置いたらフィルタリングがありますよということはお伝えしておきたいとは思っています。

通信事業者の側も、フィルタリングとか全般的なセキュリティー対策としての、例えばHTTPSの推進とか成り済ましの防止とか対策をしてきて、これがブロッキングに対して逆

にネガティブな作用をもたらしているというのもあるとは思いますが、ブロッキングについて自体は、大多数の国民の通信の秘密を守る務めというのが我々にはありますから、それを守るために、こういった場でも慎重な対応を求められているというふうに理解をしております。そうは言いますが、やはり双方の利益、いろいろな国民の利益に配慮した対応をなるべくしていきたいとは考えているところです。

ただ、こういったことを、ブロッキングを簡単にできると考えていただくと、こちらとしても立場上大変困ってしまうものでありまして、ブロッキングというのは法的な意味では、前村構成員も先ほどおっしゃったかと思えますけれども、全く早くできる方法ではないし、機動的にできるものでもなく、これが早くて機動的な方法だとしたら、通信の秘密の観点とか、民主主義を守るとか、本当にいろんな点で困ってしまうんじゃないかなと思います。

橋爪構成員がおっしゃった点について、国内から違法にアクセスしようとしている人のために物理的にできない方法を取ると、これがいいのかという話はあると思うんですけど、さらに言うと、国民全体の通信の秘密を危うくするのがブロッキングなので、確かに犯罪を止めるためというのはあるのかもしれないんですけど、違法にアクセスしようとしている人を止めてあげるために、何で国民全体の通信の秘密を侵してブロッキングしていいのかということは、それが妥当なのかどうかというのは法的な評価もあると思うので、本当によくよく検討してもらいたいと思います。

長瀬構成員がおっしゃっていたと思うんですけど、何に対して有効なのかの評価、これも大変重要だと思っておりまして、もしゲームから入って、これは適法なゲームという前提で、そこから入って、そのままオンカジに引っ張られて依存症という話になると、カジュアルユーザーなのか、そもそもブロッキングを適用する段階で既に染まっていたら困っちゃうんじゃないかなと。手前の段階で止められるのは、やはりフィルタリングや普及啓発、違法ですよということの啓発だったりするんだと思います。

これは黒坂構成員が言及されたこととも重なるかもしれないんですけども、例えばアクセスの動線とか流れというのに関しても、科学的にというか、きちんと事実をもって検証しないと、本当の入り口を止めることができないので、空振り承知でブロッキングをやっちゃうことになると思うのです。そうすると、国民の通信の秘密が侵害されるだけで終わってしまうので、これが適切とは思えないと考えます。

CDNについての判決、民事の判決があると思いますが、決してこれ、CDNの有用性を否定

したわけでは全然なくて、知っていましたよね、止められましたよね、でも止めなかったんですよねというお話だったわけで、大変バランスが取れているように私は思っていました。

なのでオンカジについても、これはCDNの対応というのがやはり求められてくるんじゃないかなと。我々にブロッキングのほうを期待していただくこと自体は否定する話ではないんですけど、自ら積極的に危険に近づこうとする人を止める力はブロッキングにはありません。それははっきりと前提としていただきたいと思います。

いずれにしても、一丁目1番1号というのは、ブロッキングよりも発信者側に近いところへの働きかけであったりとか、近づこうとしている人への普及啓発、とにかくやめてくださいと止められるところ、そこへの働きかけにあるんじゃないかなと思います。

ちょっと議論の幅が広がってしまって、しかも長くなって恐縮なんですけれども、ブロッキングが、仮に実施主体となればプロバイダーだったりするわけですので、私どもの考えていることを申し上げさせていただきました。お時間いただきありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今まで出たお話をまとめていただいたと思います。では、森構成員、お願いします。

【森構成員】 すみません、皆様のお話を伺っていて学びがありましたので、訂正をさせていただきますと思いますが、やはり伺っていますと、今の野口様のお話にもありましたが、青少年に対する周知ですよ。ここが、調査していただいたこと等の結果でも、全然数値が向上していなかったという驚くべき問題がありました。皆さん、なぜか違法なのを御存じない。それが非常に事柄を悪くしているわけですので、ここの必要性・有効性のところに、一丁目一番地は捜査、検挙であるというふうに申し上げましたが、それと並んでといいますか、もしかしたら一丁目一番地は青少年に対する違法性の周知であって、捜査、検挙は一丁目二番地ぐらいになるのかなというふうに、お話を聞いていて思いましたが、まず、それらを先行してやっていたかしないと、何だか違法かどうか分からないうちにブロッキングに踏み切りましたみたいな状態は、野口さんのおっしゃるように全く駄目だと思いますので、そのようにお書きいただければいいのではないかと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、長瀬構成員、お願いします。

【長瀬構成員】 検討を深めるべき論点の①のところの、ちょっと言葉尻になるのかも

しれませんけれども、「カジュアルユーザー」や、「青少年」ではなく「若年層」という形で表記されているところがございまして、私も青少年に対してのフィルタリングというところは、これはもう、私の頭の中ではある意味当たり前みたいな話ではあったんですけども、加えて、やはり若年層というようなところで、プラスアルファというところも考えていくというようなところなのかなと、思っていた次第でございます。

そういった意味で、フィルタリング、プラスアルファというようなところでのブロックの有効性ですとか、立法事実がどれくらいあるのかというようなところを、しっかりと調査していきなり検討していくことが必要なのかなと感じた次第でございます。

先ほど来、賭博に関しての周知というようなところがありまして、私もしっかりそこは周知していかなければいけないと思いつつ、結構賭博罪は、意外と身近にあることを、大人でもよく知らないということがあったりしますし、変な話ですけども、年末にビンゴ大会をやるというので現金出そうかというような話で、それは賭博じゃないのというようなことを、弁護士会の中で話していたこともあったりして、意外と賭博罪ということを知られていないことも、やっぱりあるのかなと思います。

そういった意味で、ど真ん中の賭博というのは何となくイメージしやすいのかなと思うのですが、周辺に行くにしたがってぼやっとしていくところもあるのかなと思いますので、そういったところの周知・啓発、ましてやオンラインカジノというのは違法なんだよと。ちょっとインターネットを見れば、芸人の誰々が逮捕されました、取調べを受けましたというような話もあったりしますので、そういったところを、野口様と一緒にですけども、しっかりとまず普及・啓発していくところが非常に重要かなと感じたところでございます。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。確認ですが、1点目の若年層に関する御指摘は、「若年層」というのは「青少年」以外のものも含んでいるからという御指摘になるのでしょうか。

【長瀬構成員】 「青少年」というのと違って「若年層」という形で書かれていたので、「青少年」プラスアルファなのかなと考えていたところでございます。

【曾我部座長】 つまり、青少年はフィルタリングがあるから必ずしもブロックの必要性は高くないけれども、そうではない若年層、プラスアルファの部分があるので、やはりブロックが必要だという趣旨の書きぶりだと理解すべきだという御趣旨でしょうか。

【長瀬構成員】 フィルタリングも当然なんですけれども、フィルタリングだけで青少年が全て防げるというわけでもないというのも事実としてあると思いますので、当然、青少年に対してフィルタリングプラスブロッキングというところは大前提ということでございます。プラスアルファで、「青少年」という言い方ではなくて「若年層」という形でございます。まして、弁護士をやっていたら、二十歳前後の必ずしも成人になった子が、成人になった瞬間にちゃんと判断できるかといったらそういうわけじゃないよねというようなところもいろいろ見ていたりしますので、そういったところも含めての、若干ぼやかした形での「若年層」という言葉なのかなと感じていたところでございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。私の理解も同様で、「若年層」というのは青少年プラスアルファだろうということだと思えます。

あとフィルタリングに関しても、長年様々な努力をされていて、利用率はもう頭打ちだと思えますので、フィルタリングに関してこれ以上努力をせよというのは、難しいのかなと思ったりします。では、鎮目構成員、お願いいたします。

【鎮目構成員】 長瀬構成員の御指摘は大変重要かと思えました。「若年層」に「青少年」と「青年の若年層」が両方含まれているという点ですが、この会議の中でも、たしか30歳未満の場合はギャンブル依存症になるリスクが有意に高いという御報告を拝聴しましたので、私も「青年若年層」が含まれているのかなと理解しておりました。

青少年の場合は、長瀬構成員御指摘のように、やはり第一次的には家庭の問題で、親によるフィルタリングによって青少年を保護していくのが、普通の考え方なのかなと思えます。青少年保護のために、即法整備でブロックというような考え方を安易に取るのは個人的には疑問であり、このような考え方を一般化すると、様々な青少年にとっての有害コンテンツについて、健全育成のためにブロックできるということにもなりかねず、その辺りはやはり慎重な考え方が必要かと思えます。

他方、青年若年層まで視野に入れて、ギャンブル依存症対策のために、フィルタリングではどうにもならない人たちを救済するという話になっていくと、先ほど黒坂構成員からお話があったように、やはりオンラインカジノと若年層における依存症発症との間に濃厚な因果関係があるといったような点について、科学的調査を尽くした上で、きっちり立法事実を固めた上で検討をすることが必要かなと思えます。

以前も発言しましたが、依存症があり、困っている人がいるとという、ややあやふやな根拠に基づくブロッキング法制化をしますと、今後、同様の問題が生じた場合は同じよ

うにブロックできるという方向に行きかねませんので、その点については、若干私は懸念がございます。

それから、ギャンブル依存症の害悪性について、先ほど曾我部先生から私の疑問に対して、人生そのものの毀損だという御説明をいただいて、私も納得できました。抽象的には、依存症がもたらす弊害は、人生そのものを、家族も巻き込みつつ、壊しかねないということのかなと思います。そこまで行くと、かなり重大な弊害があるのでブロッキングを検討するという方向に行くのかなとは思いますが、ただ、実際にそこまでの被害の実態が現に生じているということが、この会議でいろいろな御報告を拝聴しましたが、そこで十分に確認されているのか。構成員の間で、それが共有されているのかについては、慎重に再確認が必要かなとも思います。

私も、オンラインカジノが人生そのものを壊すのだと言われれば、それを放置するわけにはいかないということは納得できるのですが、他方で、昔から競馬・競輪にお父さんがはまって働かず、家族がみんな大変苦勞をするということはあったように思います。その上で、オンラインカジノについては特別だということが十分に言えるのかということについても、確認が必要かなと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】 すみません、先生方の議論を伺っておりまして、先ほど、ブロッキングが簡単にできるというふうに思われたくないというふうに野口様もおっしゃっていましたが、私たちも別に簡単にできるとは思っていません。

皆様方はこの問題に関して、ブロッキングに関してプロフェッショナルでいらっしゃるし、これまでも何度か議論に参加されているので、ブロッキングに対して、これが重大な問題だということの御認識があることというのも分かります。

同時に、私たちはこの依存症問題の最前線にいて、このオンラインカジノがいかに大問題かということも、皆様が思っているのと同じように、これは本当にこれまでとは全く違う博打なんだということ、さらには、この被害の拡大というのは、これはもう非常に深刻な問題なんだということを思っています。

今、先生もおっしゃいましたけれども、昔のお父さんが競馬をやるという、その時代も本当に、確かにギャンブル依存症問題は深刻でしたけれども、今はそれどころではない。本当にスマホ1台で24時間できてしまう、それがオンラインカジノであり、そして、どな

たかの先生が、「かわいそうな一部の人」とか、「犯罪にわざわざ手を出してしまった人」というような御発言がありましたけれども、諸外国ではそういった人たち、確かに先生方から見たらかわいそうで、そんなものに手を出してしまう愚かな人間に思われるかもしれませんが、諸外国では同時に、我々のようなそういう被害に遭ってしまった、そういう人間たちの人権も守るべきだし、安全というものも守るべきだということで、やはりこういったブロッキングも取り入れているのではないかなというふうに思います。

諸外国では、ブロッキングに対して一定の効果があったというエビデンスもあったということで、そういったこともきちんと検討材料として残していただきたいというふうに、もう一度強く発言させていただきたいなと思っています。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いします。

【大内利用環境課長】 まさに前村構成員からも、いただきましたとおり、例えばCDNですとかそういったことについて、非常に議論にも上がりましたし、今回の事務局の資料に載せていない議論の材料として取り上げるべきものというのは幾つかあろうかと思っています。

特にCDNについては、その役割ですとか、もしくは昨年11月の東京地裁の判決ですとか、こういったこともしっかり検討材料として、我々として提示していきたいと思っておりますし、また、私の立場では難しいかもしれませんが、いわゆる賭博罪の評価というか解釈に関する最近の学説等の動向等についても、しっかりとファクトとして押さえていきたいと思っておりますので、今日いただいた点については、事務局のほうで可能な限りしっかりと受け止めていきたいと思っております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

では、事務局から、最後に連絡事項をお願いいたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

次回第13回会合の議事事項や日時については、追って御連絡させていただきます。

事務局からは以上となります。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会の第12回会合を終了とさせていただきます。

本日、皆様お忙しい中、御出席をいただいた上で非常に貴重な御意見を多数いただきまして、ありがとうございました。これにて閉会といたします。